

福井県国民健康保険運営方針改定 に係る協議事項について

令和5年9月5日

1 赤字削減・解消の取組みについて

赤字削減・解消の取組みに関する協議事項

1 協議事項①

- 赤字削減・解消計画における目標年次の記載内容について

2 現状・背景等

- 国通知（※）の中で、赤字の発生年度から翌々年度までに赤字の解消が見込まれない場合に赤字削減・解消計画を策定することとされており、赤字削減・解消計画の計画期間は原則6年以内とされている
(※保国発0129第2号平成30年1月29日 厚生労働省保険局国民健康保険課長通知 国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について)
- 保険者努力支援制度交付金の評価指標として、赤字削減・解消計画で解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、削減予定額を達成していない場合、または計画を策定していない場合にはマイナス評価となる
- 新経済・財政再生計画 改革工程表2022の中で、「法定外繰入等を行っている市町村数を2023年度までに100市町村、2026年度までに50市町村」とすることが明記されている
- 将来的に保険料水準を統一するにあたり、赤字の確実な解消が必要となる
- 現在、赤字削減・解消計画を策定し、赤字解消を進めている市町は2市町
(解消予定年度：令和8年度・・・1市町、令和10年度・・・1市町)
- 令和3年度に決算補填等目的の法定外繰入を行った市町は2市町で、総額約42百万円

3 改定案

- 「新たに赤字削減・解消計画を策定する場合、保険料水準の統一の目標年次の前年度末までに解消することを基本とする」と明記

令和5年度市町村取組評価分

【固有指標⑥ (iv) 法定外繰入の解消等】

令和5年4月14日厚生労働省
主催国保主管課長会議資料

令和4年度実施分

令和5年度実施分

決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 (令和2年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 令和2年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	30	1462	84.0%
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合			
② 令和2年度の削減予定額（率）を達成している場合	20	95	5.5%
③ 令和2年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	10	3	0.2%
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合			
④ 令和2年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※計画初年度からの平均削減予定額(率)が10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。	5	28	1.6%
⑤ 令和2年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額は増加していないが、削減予定額（率）は達成していない場合	-15	47	2.7%
⑥ 令和2年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が増加している場合	-25	19	1.1%
⑦ 計画策定対象市町村*であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合 ※令和2年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、令和2年度決算において決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合を含む。	-30	2	0.1%



決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の削減 (令和3年度の実施状況を評価)	配点	該当数	達成率
① 令和3年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っていない場合	30	1493	85.8%
赤字の解消期限（6年以内）、年次毎の削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定している場合であって、次の要件に該当している場合			
② 令和3年度の削減予定額（率）を達成している場合	20	79	4.5%
③ 令和3年度の削減予定額（率）は達成していないが、その1/2以上の額（率）を削減している場合	10	7	0.4%
赤字の削減目標年次、削減予定額（率）及び具体的な取組内容を定めた赤字削減・解消計画を策定しているが、解消期限（6年以内）を定めていない場合であって、次の要件に該当している場合			
④ 令和3年度の削減予定額（率）を達成している場合 ※計画初年度からの平均削減予定額(率)が10%未満の場合は、達成していたとしても⑤とする。	5	19	1.1%
⑤ 令和3年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額は増加していないが、削減予定額（率）は達成していない場合	-15	44	2.5%
⑥ 令和3年度決算において決算補填等目的の法定外一般会計繰入等の金額が増加している場合	-25	28	1.6%
⑦ 計画策定対象市町村*であるにもかかわらず、赤字削減・解消計画を策定していない場合、又は赤字削減・解消計画を策定しているが、赤字の削減目標年次、削減予定額（率）若しくは具体的な取組内容のいずれかを定めていない場合 ※令和3年度までに赤字の解消が確実に見込まれるとして赤字削減・解消計画を策定していなかったが、令和3年度決算において決算補填等目的の法定外繰入等を行っている場合を含む。	-30	0	0.0%

※ 赤字削減・解消計画については、「国民健康保険「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」（平成30年1月29日付け保国発0129第2号 国民健康保険課長通知。）において示された様式に準拠したものに限る。

【令和5年度指標の考え方】

○ 年度の更新を行う。

令和5年度都道府県取組評価分

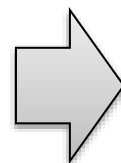
【指標③：決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等】

令和4年度実施分

令和5年度実施分

令和5年4月14日厚生労働省
主催国保主管課長会議資料

決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等 (令和2年度の実施状況の評価)	配点	該当数	達成率
① 都道府県内の全ての市町村について、市町村指標①に該当している場合	30	10	21%
② ①の基準は満たさないが、都道府県内の全ての市町村のうち8割以上の市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	10	30	64%
③ 都道府県内の全ての市町村のうち1割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-30	1	2%
④ ③の基準は満たさないが、都道府県内の全ての市町村のうち0.5割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-10	5	11%
⑤ 令和3年9月末時点で、都道府県内の全ての市町村のうち1割以上の市町村が、赤字削減・解消計画の解消予定年度が令和8年度までになっていない場合。 ただし、解消予定年度を令和9年度以降としていた計画策定対象の1割以上が解消予定年度を令和8年度までに変更した場合を除く（令和2年10月～令和3年9月に提出された変更計画が対象）。	-10	2	4%



決算補填等目的の法定外一般会計繰入の解消等 (令和3年度の実施状況の評価)	配点	該当数	達成率
① 都道府県内の全ての市町村について、市町村指標①に該当している場合	30	15	32%
② ①の基準は満たさないが、都道府県内の全ての市町村のうち8割以上の市町村について、市町村指標①又は②に該当している場合	10	27	57%
③ 都道府県内の全ての市町村のうち1割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-30	2	4%
④ ③の基準は満たさないが、都道府県内の全ての市町村のうち0.5割以上の市町村について、市町村指標⑤、⑥又は⑦に該当している場合	-10	5	11%
⑤ 令和4年 9月末時点で、都道府県内の全ての市町村のうち1割以上の市町村が、赤字削減・解消計画の解消予定年度が令和8年度までになっていない場合。 ただし、解消予定年度を令和9年度以降としていた計画策定対象 市町村 が解消予定年度を令和8年度までに変更し、 1割以上純減 した場合を除く（令和3年10月～令和4年9月に提出された変更計画が対象）。	-10	1	2%

※ 県内で2市町以上が令和9年度以降を解消予定年度とする計画を策定すると、-10点に該当

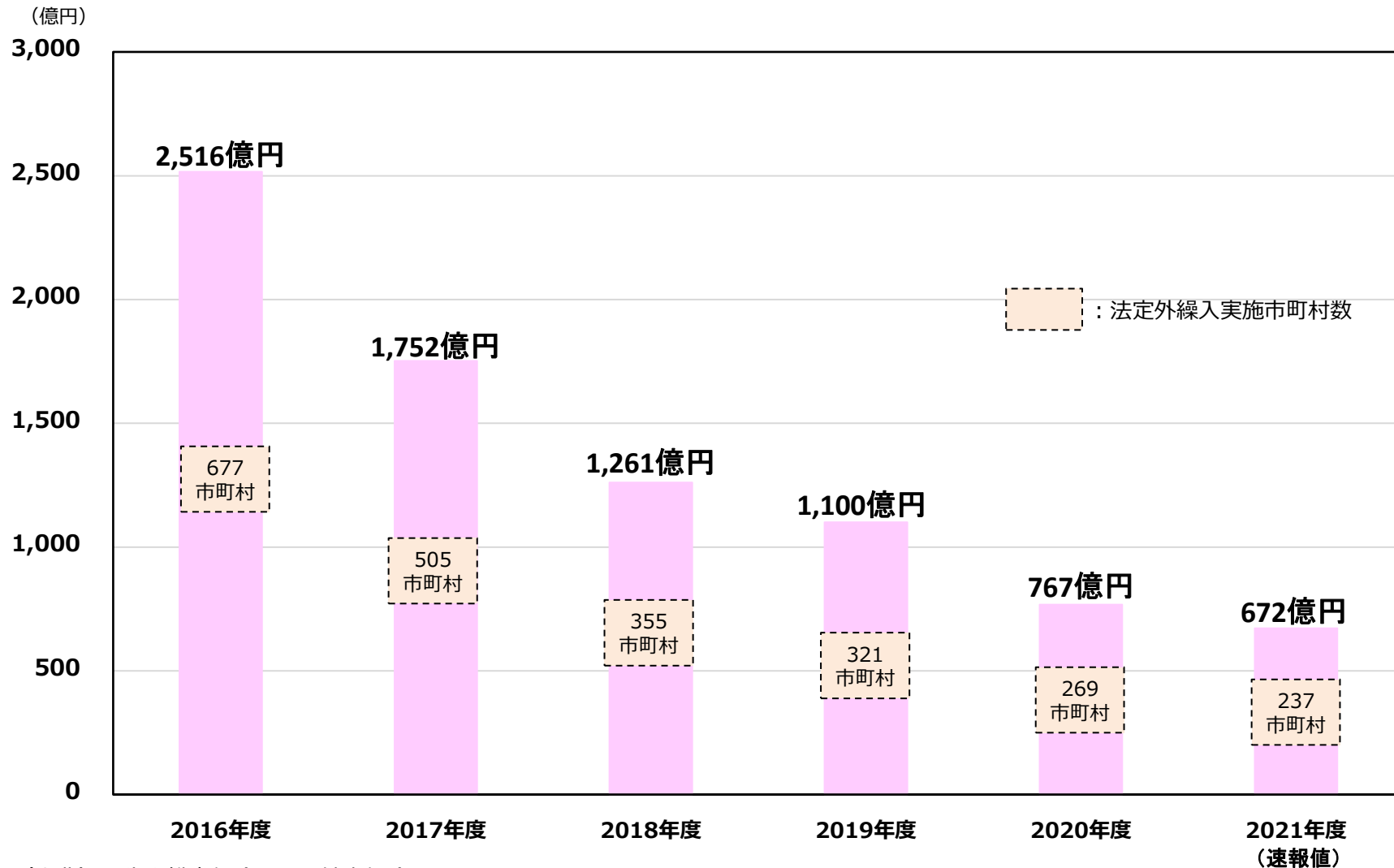


都道府県分は納付金調整財源に活用しているため、当財源が減少し、納付金額の上昇が想定される

【令和5年度指標の考え方】

- 年度の更新を行う。

市町村の一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入の推移



(出典) 厚生労働省保険局国民健康保険課調べ

赤字削減・解消計画の策定状況

令和5年4月14日厚生労働省
主催国保主管課長会議資料

(参考) 解消予定年度ごとの市町村数

令和4年12月末日時点

		(参考) R3解消済	R4~5解消	R6~8解消	R9以降解消	合計
計画 初年度	H30	(18)	89	35	55	179
	R1	(10)	8	7	0	15
	R2	(4)	4	12	2	18
	R3	(7)	2	10	0	12
	R4		0	3	6	9
⋮						
合計	解消	(39)	103	67	63	233
	未解消		130	63	—	

市町国保の財政状況

- 令和3年度の各市町国保の決算では2市町が一般会計から決算補てん目的の法定外繰入を実施している。
- 決算補填目的の法定外繰入額は年々減少しており、赤字削減・解消計画に基づき削減しているのは2市町。

(千円)

	収入計			うち基金繰入金	うち繰越金	単年度収入 ④= ①-②-③	支出計				単年度支出 E= A-B-C-D	単年度収支 ④-E	形式的収支 ①-A	基金保有額 R4.5.31 現在
	①	うち法定外繰入金	うち決算補てん目的の法定外繰入金				A	うち基金積立金	うち前年度繰上充用	うち公債費				
福井市	23,232,405	116,685	0	0	711,724	22,520,681	22,167,238	400,005	0	0	21,767,233	753,448	1,065,167	648,678
敦賀市	6,463,656	62,679	30,515	0	1,922	6,461,734	6,459,591	1	0	0	6,459,590	2,143	4,065	10,829
小浜市	2,939,257	0	0	0	34,422	2,904,835	2,896,303	94	0	0	2,896,209	8,626	42,954	379,629
大野市	3,518,090	47,509	0	24,900	55,853	3,437,337	3,383,532	7	0	0	3,383,525	53,813	134,558	56,913
勝山市	2,456,601	0	0	0	24,369	2,432,232	2,448,250	70	0	0	2,448,180	△ 15,948	8,351	353,024
鯖江市	6,175,878	1,265	0	0	123,769	6,052,109	6,047,498	33,610	0	0	6,013,888	38,221	128,380	314,330
あわら市	3,023,626	0	0	10,000	52,452	2,961,175	2,923,613	59	0	0	2,923,554	37,621	100,014	474,484
越前市	7,858,681	0	0	0	135,487	7,723,194	7,773,651	170,024	0	0	7,603,627	119,567	85,029	300,357
坂井市	8,488,940	0	0	0	364,888	8,124,053	8,065,829	60,045	0	0	8,005,784	118,268	423,112	292,527
永平寺町	1,767,977	11,528	0	0	114,563	1,653,414	1,633,022	31	0	0	1,632,991	20,423	134,954	60,102
池田町	321,540	5,321	0	0	6,058	315,482	308,501	2	0	0	308,499	6,983	13,039	111,849
南越前町	1,032,769	2,584	0	5,470	3,542	1,023,757	1,026,179	58	0	0	1,026,121	△ 2,364	6,590	238,372
越前町	2,396,385	0	0	0	36,096	2,360,289	2,325,762	19,828	0	0	2,305,935	54,355	70,623	72,079
美浜町	1,228,166	0	0	0	101,033	1,127,132	1,128,589	0	0	0	1,128,589	△ 1,457	99,577	77,349
高浜町	1,099,592	30,357	0	23,657	21,130	1,054,805	1,085,711	18,094	0	0	1,067,617	△ 12,812	13,881	180,972
おおい町	910,813	20,558	11,649	0	0	910,813	903,525	7	0	0	903,518	7,294	7,287	239,265
若狭町	1,743,651	27,310	0	0	18,669	1,724,982	1,729,500	9,341	0	0	1,720,159	4,822	14,151	132,614
計	74,658,026	325,796	42,164	64,027	1,805,977	72,788,023	72,306,295	711,275	0	0	71,595,019	1,193,003	2,351,732	3,943,374
H28年度	89,577,454	927,913	583,489	108,334	747,947	88,721,173	90,167,548	40,922	2,658,316	204	87,468,107	1,253,066	△ 590,095	1,606,519
H29年度	87,891,384	713,592	407,999	356	1,195,212	86,695,816	86,528,203	391,863	1,784,766	0	84,351,574	2,344,242	1,363,181	1,998,026
H30年度	76,283,607	395,679	157,283	5,378	1,967,274	74,310,955	74,886,770	1,165,773	608,886	0	73,112,111	1,198,844	1,396,837	3,158,421
R元年度	74,997,496	486,681	183,142	165,297	1,396,838	73,435,361	73,938,574	238,284	0	0	73,700,290	△ 264,929	1,058,922	3,231,409
R2年度	71,662,871	375,959	112,831	174,002	1,056,206	70,432,663	69,856,894	238,719	0	0	69,618,176	814,487	1,805,977	3,296,126

2 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な 実施について

高齢者保健事業と介護予防の一体的実施に関する協議事項

1 協議事項①

- 高齢者保健事業と介護予防の一体的実施の記載について

2 現状・背景等

- 75歳になると国民健康保険や被用者保険から後期高齢者医療制度に移行するため、これまで国保で受診してきた健診の結果や保健事業が途切れてしまい、継続的な支援が受けられないことが問題となっていた。
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施とは、複数の慢性疾患をもちフレイル状態に陥りやすい高齢者に対し、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援を行い医療専門職が積極的に関わり、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施すること
- 厚生労働省は2024年（令和6年度）までに全市町で展開することを目指している。
- また、第4次医療費適正化計画において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を位置づけて取組みを推進する方針
- 県内では、令和4年度では8市町が一体的実施を展開

3 改定案

- 厚生労働省の方針に従い、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を令和6年度までに全市町で展開することを目指す」と明記してはどうか。

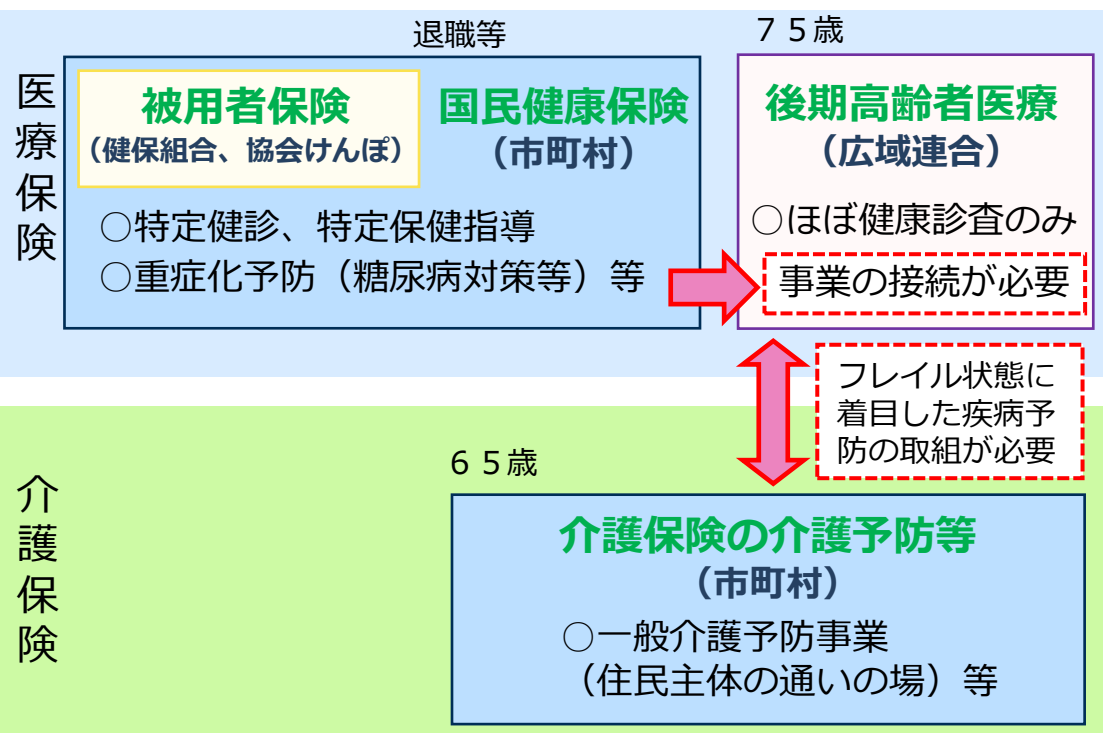
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- 広域連合が**高齢者保健事業を国民健康保険保健事業及び介護予防の取組と一体的に実施する取組**が令和2年4月から開始された。
- 広域連合は、その実施を**構成市町村に委託**することができる。

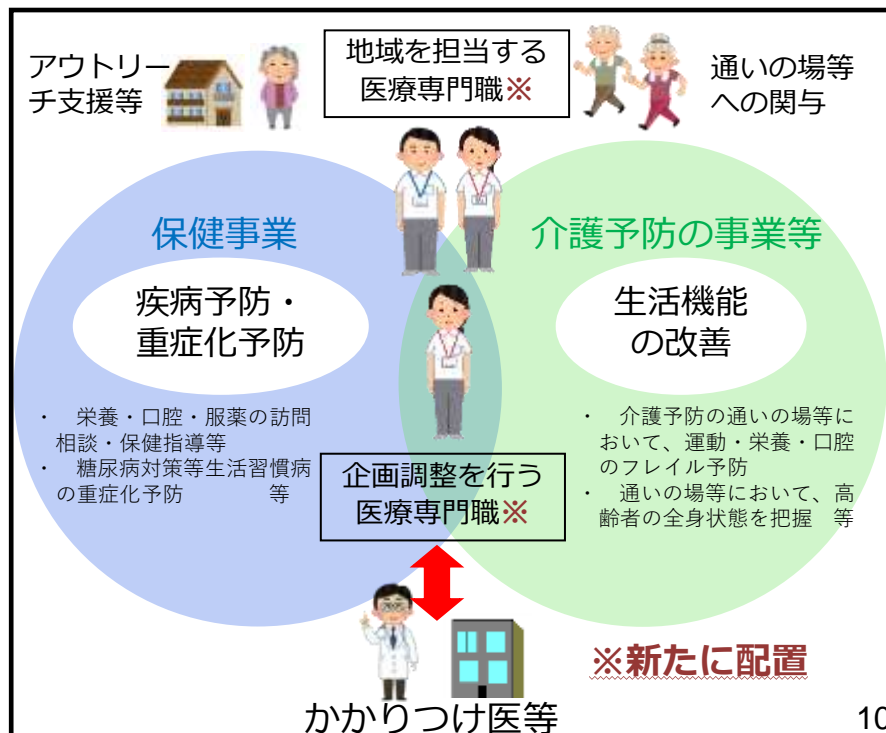
- 令和4年度の実施済みの市町村は **1,072市町村**、全体の**約62%**
- 令和6年度には **1,666市町村**、全体の**約96%**の市町村で実施の目途が立っている状況。
- 令和6年度までに全ての市町村において一体的な実施を展開することを目指す。

一体的実施実施状況調査（令和4年11月時点）

▼保健事業と介護予防の現状と課題



▼一体的実施イメージ図



3 保険者規模別収納率目標について

保険者規模別収納率目標に関する協議事項

1 協議事項①

○保険者規模別収納率目標の率の引き上げについて

2 現状・背景等

- 運営方針では保険者ごとの被保険者数規模に応じて、4つの区分を設けて目標を設定
- 目標は、全国平均収納率を第1目標、全国上位3割に当たる収納率を第2目標としてそれぞれ設定
- 第1目標、第2目標の達成状況に応じて県特別交付金2号交付金を交付
- 収納率は上昇傾向が続いており、令和元年度に県全体で94.89%であったものが、令和3年度には96.19%と1.3%上昇し、保険者規模別収納率目標の第1目標を16市町が達成、第2目標を11市町が達成
- 県全体の収納率を上昇させることにより、保険料額の抑制につながるため、被保険者全体の負担を軽減できる。

3 改定案

○保険者努力支援制度の令和5年度の評価指標となる全国平均収納率を第1目標、全国上位3割に当たる収納率をベースに、収納率の目標を引き上げてはどうか。

R3~R5

規模	収納率目標【現行】	
	第1目標	第2目標
5千人未満	96	97.5
5千～1万人	95	96.5
1～2万人	94	95.5
2～5万人	93	94.5

保険者努力支援制度評価指標	R2		R5	
	上位5割	上位3割	上位5割	上位3割
3千人未満	95.98	97.13	98.01	98.92
3千人以上1万人未満			96.45	97.17
1万人以上5万人未満	93.87	94.81	95.32	96.13
5万人以上10万人未満	91.38	92.45	93.30	94.42

国が定める
評価指標が引上げ

県の保険者規模別収納率目標を引上げて県全体の収納率の向上を図る
(目標の具体的な数値は今後市町と協議の上決定)